

配偶者等からの暴力被害者支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 近年、配偶者等からの暴力が社会問題化しており、配偶者等からの暴力被害者の保護及び自立支援が大きな課題となっている。

配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であり、心や体に大きな傷を与えるだけでなく、生命の危険に至ることもある。

また、被害者の多くは女性であり、自立やその児童の健全育成を図る上で、住宅、就業、経済面等様々な支援を必要とする。

こうした状況を踏まえ、各関係機関が連携を図り、被害者の保護及び自立支援を行うことを目的として配偶者等からの暴力被害者支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(活動)

第2条 協議会は、次に掲げる活動を行う。

- (1) 配偶者等からの暴力被害者の保護及び自立支援を行う上での情報交換
- (2) 配偶者等からの暴力被害者の保護及び自立支援を行うための連携体制の確立
- (3) 「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」の進行管理、見直し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、配偶者等からの暴力を防止するために必要な活動

2 協議会は、前項の活動を推進する上で必要があれば、別に検討会議等を設置することができる。

(委員の構成)

第3条 協議会は、委員をもって構成し、その委員は次に掲げる者とする。

- (1) 別表第1に掲げる団体からの推薦を受けた者
- (2) 別表第2に掲げる関係機関の所属長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員の中から委員長及び副委員長各1名を選出する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は協議会の運営及び総括に当たり、副委員長は委員長を補佐する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長の要請に基づき、必要に応じてこども家庭課長が招集する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局こども家庭課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に

定める。

附 則

この要綱は、平成13年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月15日から施行する。

別表第1（第3条関係）

分野	団体
人権福祉関係	奈良県民生児童委員連合会 奈良県家庭相談員連絡協議会 社会福祉法人奈良いのちの電話協会 「女性への暴力」ホットライン奈良 部落解放同盟奈良県連合会 女性部 特定非営利活動法人なら人権情報センター

	公益社団法人なら犯罪被害者支援センター
保健医療関係	一般社団法人奈良県医師会 公益社団法人奈良県看護協会
司法関係	奈良弁護士会 日本司法支援センター奈良地方事務所

別表第2（第3条関係）

分野	関係機関
人権福祉関係	奈良県福祉医療部地域福祉課 奈良県福祉医療部医療・介護保険局医療保険課 奈良県文化・教育・暮らし創造部こども・女性局女性活躍推進課 奈良県文化・教育・暮らし創造部こども・女性局こども家庭課 奈良県文化・教育・暮らし創造部人権施策課 奈良県中央こども家庭相談センター 奈良県高田こども家庭相談センター 奈良県女性センター 奈良市市民部共生社会推進課男女共同参画室
保健医療関係	奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課 奈良県福祉医療部医療政策局健康推進課
司法警察関係	奈良県警察本部生活安全部人身安全対策課 奈良地方法務局人権擁護課 奈良地方検察庁捜査・公判支援担当
その他	奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局住まいまちづくり課 奈良県立教育研究所 奈良公共職業安定所 奈良県市長会の推薦を受けた市の担当課 奈良県町村会の推薦を受けた町村の担当課